

令和 4 年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(教育関連)**

令和 3 年 7 月

大 阪 府

日頃から、大阪府教育行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪の教育力の向上に向けては、**2013**（平成**25**）年**3**月に策定した「大阪府教育振興基本計画」（基本計画）に基づき、様々な取組みを進めてきました。そして、**2018**（平成**30**）年度からは、基本計画に掲げる目標の実現とともに、新たな教育課題にも対応できるよう「後期事業計画」を取りまとめ、大阪の教育の一層の充実に向け、取り組んでいます。

そのような中、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、府立学校全校で臨時休業を行い、子どもたちの命を守ることを最優先に取り組みましたが、同時に教育の在り方、学びの保障について、改めて考える機会となりました。新型コロナウイルスとの闘いが続く中、どのような状況下にあっても子どもの学びが継続できるよう国・広域自治体・基礎自治体が連携し「誰ひとり取り残すことのない教育」に取り組むことが必要です。

また、魅力ある学校づくりの推進をはじめ、一人一台端末などICTを活用し、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学びの充実、支援が必要な児童生徒の教育環境の整備などに全力で取り組んでいく必要があると考えております。

これらを踏まえ、令和4年度の国家予算編成にあたりましては、国の責任における教育施策の充実・強化をより一層図るとともに、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、提案・要望事項の実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

| | |
|--|----|
| 新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急要望 | 1 |
| (1) 学校に対する人的支援等 | |
| (2) 学校に対する感染予防対策等への支援等 | |
| (3) 学校保健の充実 | |
| (4) 教職員等へのワクチン接種の実施等 | |
| 1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成【1】【2】【3】 | 3 |
| (1) 教職員の定数改善 | |
| (2) 教員免許状再授与基準の明確化 | |
| (3) 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善 | |
| (4) 特別支援教育費補助金の充実 | |
| (5) 人権教育の推進 | |
| (6) 学校給食、食育の充実 | |
| (7) 学校保健の充実 | |
| (8) 学校図書館・公立図書館の充実 | |
| (9) 視覚障がい者等の読書環境に係る整備 | |
| (10) 文化等に関する教育の推進 | |
| 2. グローバルに活躍する人材の育成【7】 | 4 |
| 英語教育の充実 | |
| 3. 家庭の経済状況や地理的条件への対応【14】 | 5 |
| (1) 私学助成の拡充 | |
| (2) 就学援助制度の充実 | |
| (3) 私立中学校等修学支援実証事業の充実 | |
| (4) 就学支援金制度の見直し | |
| (5) 高校生等奨学給付金制度の見直し | |
| (6) 奨学施策の充実 | |
| (7) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進 | |
| (8) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実 | |
| 4. 多様なニーズに対応した教育機会の提供【15】 | 7 |
| (1) 特別支援学校における教育環境の整備 | |
| (2) 支援を必要とする児童生徒の教育環境の充実 | |
| (3) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実 | |
| 5. 新しい時代の教育に向けた 持続可能な学校指導体制の整備等【16】 | 9 |
| チームとしての学校指導体制支援の推進 | |
| 6. I C T 利活用のための基盤の整備等【17】 | 10 |
| I C T 環境の整備等 | |

**7. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、
児童生徒等の安全の確保【18】【19】··· 10**

- (1) 児童生徒の生命・安全に関する事業の拡充
- (2) 自然災害にかかる学校施設の安全確保
- (3) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実

8. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革··· 11
県費負担教職員にかかる権限の市町村への移譲

※各項目の【】数字は、第3期教育振興基本計画における基本施策

新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急要望

(1) 学校に対する人的支援等

新型コロナウイルス感染症対策及び教員の負担軽減の両面から学校を支える施策として、スクールサポートスタッフ、学習支援員、加配教員等の人員配置に必要かつ十分な財政措置を講じられたい。

(2) 学校に対する感染予防対策等への支援等

新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれるまで、学校における感染予防が必要であることから、保健衛生物品の継続的な確保や令和2年度に創設された「学校保健特別対策事業費補助金」の対象の拡大などの制度充実等、学校環境整備に必要かつ十分な財源措置を引き続き講じられたい。また学校における消毒・清掃業務の委託についても、引き続き支援を講じられたい。

(3) 学校保健の充実

子どもたちが抱える健康課題が多様化かつ複雑化するなか、諸課題に適切に対応できるよう、養護教諭の配置基準、とりわけ児童生徒数に伴う複数配置の基準について、見直しを図られたい。

令和2年度の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度予算における義務教育諸学校の研修等定数等における加配」による養護教諭の加配措置により、コロナ禍における児童生徒の健康観察や諸課題への迅速かつ適切な対応につながったため、引き続き加配の継続実施を図るとともに、加配を拡充されたい。

(4) 教職員等へのワクチン接種の実施等

府内の全ての学校園の教職員が優先的にワクチンを接種できる体制整備をすすめるとともに、ワクチン接種にかかる費用を国が確実に全額負担されたい。

1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

(1) 教職員の定数改善

小学校について学級編制の標準を、学年進行で 35 人に計画的に引き下げるのこととされたが、小学校全学年で早期に実現するとともに中学校及び高等学校にも拡充し、必要な財政措置を講じられたい。また、子どもの貧困に起因する学力課題の解消等、地域の実情に応じて様々な教育ニーズや指導の工夫に対応するとともに、学校における働き方改革や少人数制によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備を進めるため、一層の拡充を図り、必要かつ適切な財政措置を講じられたい。特に、35 人学級への計画的な引下げに伴う教職員定数の改善については、加配定数を維持されたい。

(2) 教員免許状再授与基準の明確化

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が成立し、わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員への免許状再授与の可否が、授与権者である都道府県教育委員会の裁量に委ねられるが、国において、免許状再授与の審査に関し基本指針等を策定するにあたっては、都道府県教育委員会間で取扱いに差異が生じないよう、わいせつ行為の内容や更生に至る改善状況の調査等を円滑に行うための仕組みを構築するとともに、免許状再授与の際の統一的な判断基準を明確にされたい。

(3) 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる待遇改善

平成 29 年度から幼稚園教員の人材確保支援にかかる制度が創設されたところであるが、新制度に移行した園との間の待遇改善格差が拡大しつつあることを踏まえ、私学助成園に対する人材確保に向けた助成制度の拡充を図られたい。

(4) 特別支援教育費補助金の充実

私立幼稚園等における特別支援教育を一層推進するため、私立高等学校等経常費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）について、障がいのある幼児が 1 人の私立幼稚園等も補助対象とするよう、事業の拡充を図られたい。

(5) 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現することは、国と地方公共団体共通の責務であることから、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、地域の実情に応じて、地方公共団体が取り組む人権問題の解決に向けた教育に関する施策に

必要な財源措置の拡充を図られたい。

(6) 学校給食、食育の充実

学校給食の充実に対応できるよう、学校及び共同調理場の給食施設整備（調理場に隣接しない配膳室を含む）に対して十分な財源措置を図られたい。

また、子どもたちの健全な食生活の実現、食物アレルギー対応や支援学級等で必要となる給食への合理的配慮、食育の充実に向け、給食の実施方法や児童生徒数に関わらず、栄養教諭を各校1名配置とする制度の拡充を図られたい。

さらに、保護者負担軽減のため、学校設置者が実施する給食費の無償化等、助成制度に対し、財政措置を講じられたい。

(7) 学校保健の充実

子どもたちが抱える健康課題が多様化かつ複雑化するなか、諸課題に適切に対応できるよう、養護教諭の配置基準、とりわけ児童生徒数に伴う複数配置の基準について、見直しを図られたい。

令和2年度の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度予算における義務教育諸学校の研修等定数等における加配」による養護教諭の加配措置により、コロナ禍における児童生徒の健康観察や諸課題への迅速かつ適切な対応につながったため、引き続き加配の継続実施を図るとともに、加配を拡充されたい。

(8) 学校図書館・公立図書館の充実

学校図書館・公立図書館を充実・活性化し、児童生徒や地域住民に多様な書籍や視聴覚資料などに触れる機会を提供するため、図書資料の購入等にかかる財政支援の充実を図られたい。

また、学校図書館については、読書センター・学習センター・情報センターの機能を充実させるため、司書教諭を専任化できるよう定数措置を講じるとともに、専門人材の配置の拡充を図られたい。

(9) 視覚障がい者等の読書環境に係る整備

令和元年6月に成立された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき以下の措置を講じられたい。

ア アクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備とともに、多様な読書方法及び各図書館の視覚障がい者への読書に関するサービスの周知、読書支援機器の操作方法の習得及び点訳・音訳資料等の製作のための講習会等による人材育成など、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進を図るために必要な措置を講じられたい。

イ 視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、一般書籍と電子書籍等の同時出版等が可能となる体制整備を図られたい。

ウ 障がい者手帳の有無や手帳に記載された障がい種別・等級に左右されず読書に関するサービスを受けられるよう、対象範囲の拡大に向けた検討を行われたい。

(10) 文化等に関する教育の推進

文化財の保存と活用等について、以下の措置を講じられたい。

ア 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産のうち、国史跡に指定されている古墳については、将来にわたり適切に保護するため、整備活用事業及び公有化事業に対する補助措置の充実を図られたい。

また、世界遺産登録への取組みを推進するとともに、登録された世界遺産の適切な保全を図るため、理念、規制、補助制度等を規定する総合的な世界遺産特別法の制定を図られたい。

イ 文化財を次世代に良好に継承し広く活用するために、国指定文化財の保存修理や防災施設の設置、耐震診断・耐震補強事業等、史跡等の土地購入や整備事業等、埋蔵文化財の緊急調査等について、所有者等の負担軽減を図り、円滑に実施できるよう、補助率の引上げ及び対象範囲の拡大など、制度及び財源措置の充実を図られたい。

2. グローバルに活躍する人材の育成

英語教育の充実

国は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実に向け、改革を進めている。

小学校においては、平成30年度より、教員の持ちコマ数軽減と質の高い専科指導を担うための新たな加配措置がなされたが、中学校英語の免許状を有していること等が要件となっており、研修等を通じて指導力を高めたり、外国語

活動の授業実践の経験豊富な小学校教員を活用したりすることができないため、英語の専門性に関する要件の緩和や、小学校教員が英語免許状を取得しやすくする免許制度上の工夫などの改善措置を講じられたい。

また、子どもたちが国際社会で通用する英語力やコミュニケーション力を身に付けるためには、小中高等学校における英語教育の充実が必要であることから、教員及び児童生徒の外部検定受検に対する予算措置や、教員に対する指導方法等の研修、小学校外国語教育を推進する教員の加配措置の拡充や支援人材等の配置など、英語教育の推進にかかる施策に必要な財源措置を講じられたい。

3. 家庭の経済状況や地理的条件への対応

(1) 私学助成の拡充

全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担のさらなる軽減を図られたい。

また、自由な学校選択の機会を保障できるよう、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に必要な財政措置を講じられたい。

さらに、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度については、全額国庫負担により実施されたい。

(2) 就学援助制度の充実

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう実施されている就学援助制度について、市町村において必要な援助を行えるよう、国庫補助金等の充実により、十分な財源措置を図られたい。

また、要綱上対象とされている小学校就学前の児童のほかに、中学校夜間学級生徒及び学齢期を超えた帰国・渡日生徒も本制度の対象となるよう、制度を拡充されたい。

(3) 私立中学校等修学支援実証事業の充実

私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、全額国庫負担により、恒久的な制度化及び充実を図られたい。さらに、補助対象要件の簡素化により、保護者及び学校の負担を軽減するとともに、対象者の申請漏れがないよう、十分な周知期間を確保するため、事業募集の開始時期の早期化を図られたい。

(4) 就学支援金制度の見直し

高等学校等就学支援金制度については、高校生等の修学機会の確保のため、原級留置等により修業年限を超過しても退学せず学び続けようとする生徒も対象となるよう制度を拡充されたい。

また、マイナンバーを利用した生活保護関係の情報照会や、家計急変世帯への支援の創設など来年度以降に予定されている制度改正において、都道府県及び学校に過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたい。

(5) 高校生等奨学給付金制度の見直し

高校生等奨学給付金制度については、県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲に伴い、税源移譲前は、市町村民税所得割が非課税で奨学給付金の対象であった生徒の一部が、税計算上の端数処理により、課税されることによって対象外となり、指定都市とその他の市町村で取扱いに差が生じている。については、本年度中、従前どおり税源移譲前の税率による市町村民税所得割額を判定基準とするなど、指定都市とその他の市町村で奨学給付金支給の取扱いに差が生じることのないよう、救済策を講じられたい。また、来年度に向け速やかに所得要件の判定基準を見直されることにより本問題を解消されたい。

(6) 奨学施策の充実

「高等教育の修学支援新制度」の授業料等の減免制度と給付型奨学金の支給については、多くの学生に対して支援されるようにさらなる拡充、採用方法の改善等を図られたい。

また、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種（無利子）奨学金についても貸付枠を一層拡充するとともに、第一種奨学金に適用されている所得連動返還型奨学金制度を第二種奨学金にも適用するなど、制度の充実を図られたい。

(7) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進

「高等教育の修学支援新制度」について、都道府県が専門学校に対して補助金を交付するにあたって不可欠である対象生徒の個々の認定状況に関する情報が提供されていないことから、都道府県に対して必要な情報が提供されるよう制度運用の改善を早急に図られたい。

また、減免対象生徒の申請手続の負担や経済的負担の一層の軽減につながるよう、申請手続の簡素化及び負担金の交付時期の早期化を図られたい。

(8) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実

この間の国調査により、家庭所得等の経済的背景と子どもの学力には高い相関関係が見られるという結果が示され、また、大阪府が平成28年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」からも、困窮している世帯ほど、子どもが安心して学習に取り組むことができる教育環境が整っていないことが明らかとなっている。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることは極めて重要であることから、学校という場を介して、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援や進路相談等、きめ細かな支援を行うため、就学援助率の高い学校への加配教員や指導に携わる人材等の配置・充実などに必要な財源措置を講じられたい。

4. 多様なニーズに対応した教育機会の提供

(1) 特別支援学校における教育環境の整備

大阪府では、障がいのある児童生徒の増加により、支援学校の狭隘化が進んでいる。特別教室の転用等も限界に達しつつあり学校本来の機能の低下が懸念される状況にある。特別支援学校の狭隘化解消のために令和2年度から令和6年度までを「集中取組期間」と位置付けられたが、今後、必要となる学校整備などの学習環境確保を着実に進めていくため、延長措置を講じられたい。また、特別支援学校の設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を講じられたい。

(2) 支援を必要とする児童生徒の教育環境の充実

障がいのある児童生徒の教育的ニーズの多様化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境の充実のため、以下の措置を講じられたい。

ア 本人・保護者の個々の教育的ニーズに沿い、介助や訓練、医療的ケア等に対応するための多様な人材や専門家の配置が可能となるよう、市町村が介助職員や看護師等を雇用するための財源措置を一層進められたい。また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が年々増加し、障がいの状況が多様化していることから、障がいの状況に応じたきめ細やかな指導・支援の充実を図る

ため、特別支援学級編制基準の改善と、特別支援教育コーディネーターの定数措置を講じるとともに、自立活動や交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じられたい。加えて、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の状況やニーズを踏まえ、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施されたい。

イ 障がいのある子どもの安全安心な学習環境確保や高度な医療的ケアへの対応のため、幼児児童生徒の登下校、学習保障のためには、学校看護師の常駐が必要不可欠となっている。また、自立活動、職業教育等の専門的技能を有する人材についても、定数での配置が重要であるため、看護師、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、心理師等（公認心理師、臨床心理士）等の専門職種について、標準法による定数措置を講じられたい。加えて、特別支援学校がセンター的機能を發揮し、地域の特別支援教育体制の確立に向け積極的に支援するため、その核となる特別支援教育コーディネーターや実際に訪問・来校相談を担当する教職員についても、標準法による定数措置を講じられたい。

ウ 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月文科省通知）」において、登下校中に医療的ケアが必要な児童生徒について、専用通学車両（看護師等同乗）による登下校の可能性をできるだけ追求することが示された。大阪府においても、令和2年度から「医療的ケア通学支援事業」を開始した本格的に実施しているところであるが、同事業の充実に向け、看護師の配置にかかる国の補助率を引き上げる等、更なる財政措置を講じられたい。

エ 特別支援学校における通学バスについて、その運行実態に見合った適切な財源措置を講じられたい。

オ 自立支援推進校をはじめ高等学校で学ぶ障がいのある生徒の教育環境について、必要となる施設設備の改修や人的配置など適切な財源措置を講じられたい。また、高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置について、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を行い、必要な財源措置を講じられたい。

（3）日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実

大阪府では、日本語指導を要する帰国・渡日児童生徒が増加している。令和2年度には、府の独自調査において、対象児童生徒数が小中学校で3,000人を超える、府立高校においても約400人が在籍しており、加配教員の配置や巡回指導、教員向け研修の実施等により対応しているが、支援が十分とは言えない状

況である。

平成 29 年度より 10 年間で加配教員を基礎定数化することとされたが、対象児童生徒 18 名に対し教員 1 名の配置では、少数散在化、多言語化の進む現状に対応するには不十分であることから、日本語指導加配教員等の増員配置に必要な財源措置を講じられたい。

5. 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

チームとしての学校指導体制支援の推進

学校が抱える課題がより複雑化・多様化している中、生徒指導上の課題や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、学校における働き方改革を進めるためには、学校や教員が多様な専門性や経験を持つ人材と連携し、チームとして対応していくことが肝要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等について、標準法による定数措置を講じられたい。特に学級担任制である小学校において、日常的に子どもと複数の教員等が見守り指導する体制がとれるように、補助率の引上げ等、財政上の措置等を講じられたい。

また、いじめを含め児童生徒が抱える様々な問題の深刻化を未然に防止するため、SNS 等を活用した相談体制の構築にかかる財政措置の維持・拡充を図られたい。

さらに、いじめや虐待対応等、学校の教育活動に関する法的な観点からのアドバイスや、児童生徒へのいじめ防止教育等を行うスクールロイヤーの継続的な活用のために必要な財政措置を講じられたい。

加えて、学校と地域の連携の推進を担当する地域連携担当教職員（仮称）を、標準的な職として法令上位置づけられたい。

本年度の「補習等のための指導員等派遣事業」は、交付申請額を大きく下回る内示により事業実施に大きな支障が生じているため、本年度の追加配当と次年度における十分な予算確保を図られたい。

また、中学校夜間学級においては、生徒個別のニーズが多岐にわたっており、広く学校運営に関して、中学校夜間学級として独自の位置づけが可能となるよう関連法令、制度等の整備を講じられたい。

6. I C T 利活用のための基盤の整備等

I C T 環境の整備等

児童生徒の情報活用能力の育成に向け、2018年度からの「教育のI C T化に向けた環境整備5か年計画」で示された整備方針とともに、「G I G Aスクール構想の実現」による整備を受け、学校がI C Tを効果的に活用した教育を推進できるよう、I C T環境整備に必要な財源措置の拡充を講じられたい。加えて、既に国庫補助で整備された小中学校や私立学校分も含め、端末の保守等のランニングコストや、学校及び家庭学習等で必要となる通信費について、毎年度財政措置されたい。

また、個別最適な学びや協働的な学びを実現するために、希望する学校すべてにI C T支援員を配置すること等が必要であり、それらを実施する上で必要な財政措置を講じられたい。

7. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全の確保

(1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充

アスベストの対策工事は、児童生徒の生命・安全に関わるものであり、早急に着手すべきであることから、小中学校、特別支援学校に対しては補助要件を緩和するとともに、高等学校に対する財政支援措置の拡充を関係省庁に求め、対策基準の明確化など技術的観点からも支援されたい。

また、学校施設の維持管理点検が災害対応等を考慮し強化されていることに伴って、今後、経年劣化等の老朽化への対応にかかる地方負担の増加が見込まれることから、必要な財源措置を講じられたい。

加えて、学校現場において需要の高い空調更新等をはじめとする、公立学校施設整備に関して必要な財源措置を講じられたい。また、事業下限額の引下げ等の補助要件の緩和及び補助単価・補助率の引上げを図られたい。

(2) 自然災害にかかる学校施設の安全確保

平成30年の大阪府北部を震源とする地震や台風21号により、ブロック塀が倒壊するなど学校施設に深刻な被害が発生し、学校施設のさらなる安全確保が緊急の課題となっている。

このような状況を踏まえ、安全を確保する観点から、ブロック塀の撤去等をはじめとする学校施設の防災機能強化のための補助事業の補助要件の緩和、補助率の引上げを図るとともに、公立高等学校及び私立学校園も補助対象に加え

られたい。

加えて、施設の安全点検に要する経費に対する助成を新設するなど、早期に格段の財政支援を行われたい。

(3) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実

近年、学校への不審者の侵入や登下校時の交通事故など、幼児児童生徒の安全・安心な学校生活を脅かす事件が後を絶たない状況にあることから、学校や通学路における安全確保のための人的措置や防犯関連機器・設備の設置など、安全確保対策に必要な財源措置を講じられたい。

特に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における地域ぐるみの学校安全体制の整備にかかる事業補助については、交付申請額を下回る内示により事業実施に支障が生じていることから、申請額どおりの補助金の執行、及び次年度における十分な予算確保を図られたい。

8. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

県費負担教職員にかかる権限の市町村への移譲

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を豊能地区3市2町へ移譲しているところである。

県費負担職員の給与等の負担、任命権、定数の決定及び学級編制基準の決定については、任命権にかかる条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施するとされているところであるが、教職員人事権の移譲については、人事権と給与負担は一致すべきであることから、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるよう、適切に検討を進められたい。